

「横手市空家等対策計画」(暫定版)の再修正事項について

第5回協議会において提出いたしました「横手市空家等対策計画」(改訂バージョン)につきましては、下記事項に関し再修正したいと考えております。

◇主な修正内容

【Ⅰ 基本事項】【2. 基本方針】【5) 利活用の促進】(計画2ページ)

まちづくりや地域活性化を主眼とする表現に修正いたします。

5) 利活用の促進

横手市は、**定住促進による地域活性化や空家を通じた住み良いまちづくりを促進するため**、空家等の利活用を積極的に推進する施策を講じる。

【Ⅰ 基本事項】【4. 用語の定義】【14) 立入調査】(計画6ページ)

建物内への立入調査規定について追記いたします。

14) 立入調査

特定空家等の状態を確認するために行う、当該空家等が存する敷地**や建物**内への立入調査。

【Ⅲ 今後の対策】【3. 特定空家等対策】【1) 特定空家等対策の項目—実態調査】

(計画33ページ)

建物内への立入調査規定について追記いたします。

1) 特定空家等対策の項目

①実態調査

iii) 立入調査：特定空家等の場合は、必要に応じ当該敷地**や建物**内に立ち入り、状態の詳細を確認する

【Ⅲ 今後の対策】【3. 特定空家等対策】【特定空家等対策1 実態調査—3) 立入調査】

(計画34ページ)

建物内への立入調査規定について追記いたします。

〔特定空家等対策1〕実態調査

3) 立入調査

- ・特定空家等の敷地**や建物**内に立ち入り、詳細な状態を確認する
- ・敷地**や建物**内への立ち入りについては、事前に所有者等に通知する
- ・所有者等より、立ち入りについて拒否の意思が示された場合は、当該敷地**や建物**内に立ち入らない。所有者等からの反応がない場合は、立入調査を行う
- ・立入調査拒否等の場合は、その事実について裁判所と協議する
- ・予防対策として取り組む現況調査の場合は、敷地**や建物**内に立ち入らない

【Ⅲ 今後の対策】【3. 特定空家等対策】

【特定空家等対策2 適正管理の促進－3）行政指導、命令、行政代執行の実施】

（計画 35 ページ）

市長が命令をした場合に行う“標識の設置及び公示”について追記いたします。

【特定空家等対策2】適正管理の促進

3）行政指導、命令、行政代執行の実施

③命令

iii) 市長は、命令を実施した場合は、当該空家等の場所や命令内容等を記載した標識を設置するとともに、その旨を公示する

【Ⅲ 今後の対策】【5. 実施体制】【1）横手市の体制－①横手市空家等対策協議会】

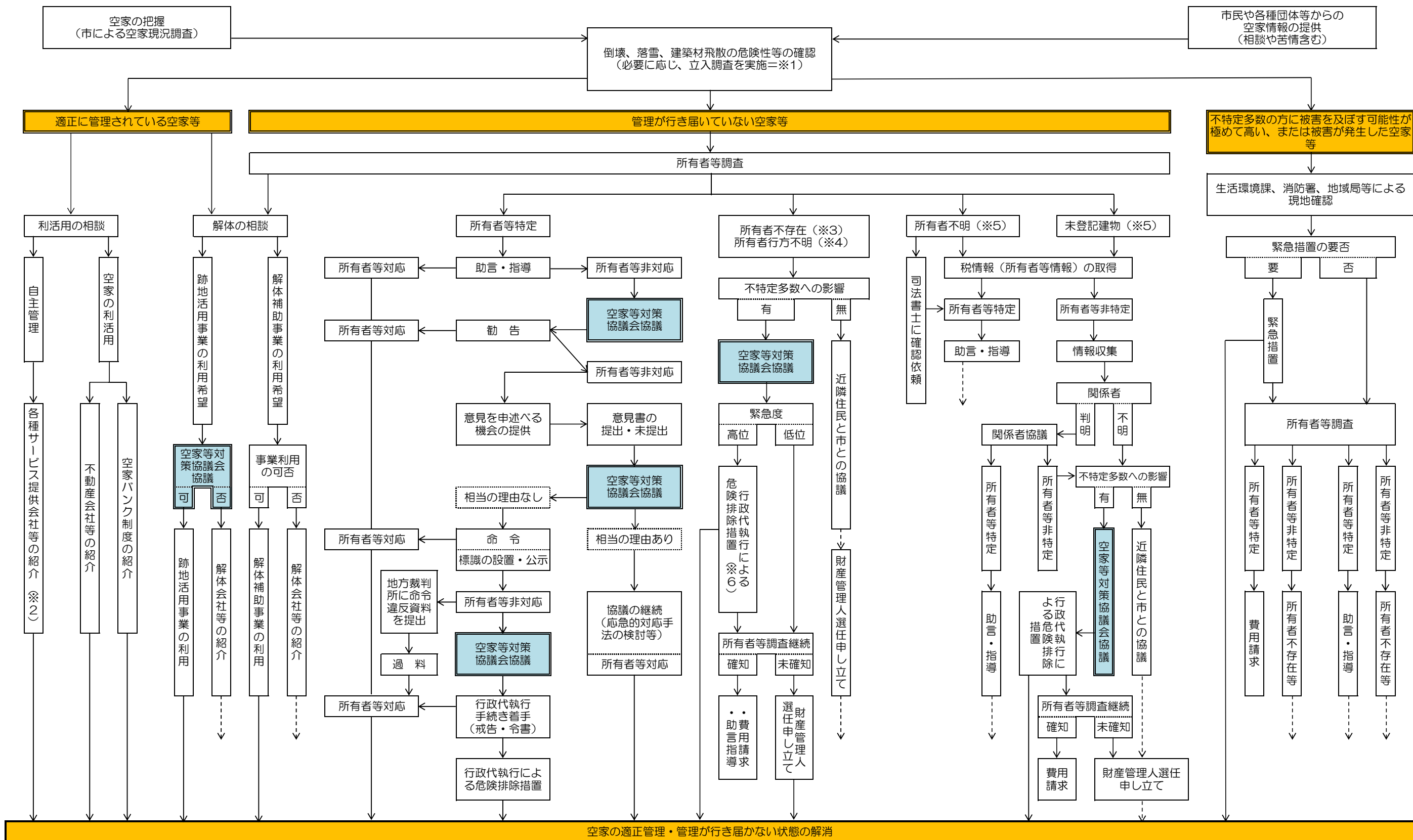
（計画 42 ページ）

空家等対策協議会の全構成メンバーを記載いたします。

①横手市空家等対策協議会

弁護士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、不動産関係者、福祉関係者、商業関係者、NPO法人の代表からなる9名により構成する。

# 横手市空家対策の流れ



※1「立入調査」＝特定空家等の場合で詳細な状態を把握しなければならない場合は、事前に所有者等に通知した上で当該空家の敷地や建物内に立ち入り、状況を確認する。所有者等が立ち入りを拒否した場合は立ち入らず、その事実について地方裁判所と協議する。

※2「各種サービス提供会社等の紹介」＝空家の管理代行サービスを提供する会社や草刈り、害虫駆除、雪下ろし等に対応可能な会社等を紹介する。

※3「所有者不存在」＝税情報のうち所有者等に関する情報の開示請求を行い、法定相続人全員の相続放棄の事実について確認する。税情報により相続放棄の事実が確認できない場合は、家庭裁判所に相続放棄の事実について照会する。

※4「所有者行方不明」＝当該空家等について危険排除措置を施した場合は、所有者等調査を継続し、確知後、速やかに費用請求する。

※5「所有者不明」「未登記建物」＝登記されてない、または表題登記の空家のほか、法定相続人が多数に上る空家の場合は、専門家の確認や税情報により所有者等を特定する。

※6「行政代執行による危険排除措置」＝行政代執行実施の可否は、空家等対策協議会の意見を元に、横手市政策会議（市の政策方針決定機関）において決定する。